

令和 7 年

三 島 市 外 五 ヶ 市 町 箱 根 山 組 合

組 合 議 会 2 月 定 例 会 会 議 録

(令和 7 年 2 月 6 日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	渡邊 菊雄
2 番	大沼 正明
3 番	織田 嘉和
4 番	室伏 信也
5 番	向笠 達也
6 番	宮下 知朗
7 番	土屋 利絵
9 番	村田 耕一
10 番	渡邊 一弘
11 番	鈴木 文子
12 番	甲斐 幸博
13 番	中野 博
14 番	長澤 務
15 番	加藤 常夫
16 番	松下 尚美
17 番	大濱 博史
18 番	寺島 俊郎
19 番	沈 久美
20 番	岡田美喜子
21 番	秋山 恭亮
22 番	横山 博一
23 番	大房 正治
24 番	松田 吉嗣

欠席議員

8 番 河野 月江

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士
副管理者	杉山 浩生

事務局出席者

勝又 慶貴
小林 悟
大川 秀平
関口 智也

令和7年2月6日(木)

午後3時00分 開議

議 事 日 程

日程第 1		会期の決定 -----	3
日程第 2		会議録署名議員の指名 -----	3
日程第 3	議第 1 号	令和 7 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 予算案について -----	3
日程第 4	議第 2 号	組合共有地の貸付について-----	11
日程第 5	議第 3 号	組合副管理者の選任について-----	12

(午後3時00分 開会)

○議長(大房正治) 出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外五ヶ市町箱根山組合議会2月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通知しておきましたので、ご報告申し上げます。

本日の会議に8番 河野月江議員より欠席する旨の通告がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は文書をもってご通知申し上げたとおりでございます。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定

○議長(大房正治) 日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日一日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(大房正治) 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第108条の規定により、議長において、15番 加藤常夫議員、16番 松下尚美議員の両名を指名いたします。

日程第3 議第1号 令和7年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案について

○議長(大房正治) 次に、日程第3 議第1号 令和7年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生登壇〕

○副管理者(杉山浩生) ただいま上程になりました議第1号 令和7年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案について、提案の要旨を申し上げます。

予算書3ページ、4ページをご覧ください。

本年度の予算額は7,514万円となり、歳入歳出ともに前年度に対し511万3,000円の増、率で申し上げますと7.3%の増となっております。

初めに、歳入の内容についてご説明をいたします。

お手元の予算書6ページ、7ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料、1 節電柱敷使用料213万5,000円は、東京電力が839本、N T Tが585本の電柱敷使用料となります。

2 節その他使用料161万8,000円の主なものは、土地占用料157万1,000円で、

熱海ガス株式会社のガス管理設に伴うものなど、土地の占用に係るものがございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節貸地料の3,921万9,000円は、芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付けによる貸地料で、詳細はお手元の予算資料、2 ページ、3 ページに記載をしております。

2 目利子及び配当金、1 節預金利子319万円は、積立金の累計予定額8億2,160万円の運用利子でございます。

3 目森林収入、1 節造林木売却収入370万円は、函南町地籍の分収造林等に係る森林経営計画に基づき実施される間伐に伴う木材の売却収入でございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

2 項 1 目 1 節補償料収入1,570万3,000円は、東日本旅客鉄道及び東京電力からの送電線下補償料1,521万5,000円などで、詳細につきましては、予算資料の3 ページ下段に記載をしております。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 1 節繰越金は、令和6年度の決算見込みから650万円を計上させていただきます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

4 款諸収入、2 項 1 目雑入、1 節その他雑入307万3,000円の主なものは、5年契約で更新をしております森林保険料の地元負担金307万2,000円です。

次に、歳出のご説明をいたします。

20ページ、21ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目議会費405万2,000円は、組合議会の運営に要する経費ですが、主なものは報酬となっております。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費3,491万8,000円は、特別職と一般職3名の人件費をはじめ、組合の管理事務に要する経費で、前年度と比べ70万5,000円の減額となっております。減額となった主な理由は、組合ホームページの作成に係る委託料がなくなったこと、令和6年度において事務用パソコンが更新され、備品購入費が減少したこと等によるものでございます。

次に、26ページ、27ページをお開きください。

2 項 1 目監査委員費12万5,000円は、監査事務に要する経費でございます。

次に、28ページ、29ページをお開きください。

3 款 1 項財産費、1 目管理費2,979万5,000円は、組合の核となる業務であります。主なものをご説明いたしますので、右側の説明欄をご覧ください。

財産管理事業1,869万9,000円のうち、10行目の森林保険料457万円は、森林災害に備え加入する森林保険の5年ごとに更新が必要となる契約保険料でございます。

4 行において、次の機械器具費135万円は、三島市消防団に貸与する山林火災対応用機材と組合用の機械器具として充電式チェーンソーを購入しようとするも

のでございます。

1行において、次の農林道事業負担金274万2,000円は、三島市及び函南町が実施する林道維持管理事業に係る事業費の一部を負担しようとするものでございます。

2行において、次の地籍調査事業負担金85万6,000円は、三島市が実施する箱根山工区の地籍調査事業について、事業費の5%を負担するものです。

2行において、次の送電線下補償料地元交付金472万9,000円は、東日本旅客鉄道及び東京電力からの送電線下補償料を補助金等交付規則に基づきまして関係団体に交付するものでございます。

詳細につきましては、予算資料の5ページ中段に記載してございます。

1行において、次の森林セラピー誘客事業補助金100万円は、令和6年度に引き続き補助するものですが、箱根西麓の森林資源の活用を図る仕組みづくりの一環として、健康と観光をテーマにした取組を地域連携により創出しようとするものでございます。令和7年度は、森林セラピーガイドの資格取得・育成や、森林浴をした際の健康評価を検証する経費等の補助を見込んでおります。

次に、水利採草補償料40万2,000円は、芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料を関係団体に交付するものでございます。

1行において、次からの貸付地管理事業の貸付地維持管理事業補助金30万円と分収造林地管理事業の分収林維持管理事業補助金の80万円は、境界確認や草刈りなど、貸付先の団体等が行う山林管理活動に対する補助金でございます。

次に、直轄地管理事業999万6,000円のうち、直轄林管理事業委託料987万6,000円は、大きく3つの業務委託となりますが、1つ目は、枯木直轄林や函南直轄林等の草刈りなど、その維持管理業務を委託するもの、2つ目は、箱根接待茶屋の森区域内にバイオトイレを設置するに当たり必要な業務を委託するもの、3つ目は、森林経営計画区域内の御番帰主伐地において、再造林をするに当たり、林床整理、植栽、獣害防護柵の設置等の業務を委託するものでございます。

詳細につきましては、予算資料の6ページ下段に記載してございます。

その中で、バイオトイレは、ボランティア団体の活動環境と森林セラピー利用者の利便性の向上を目的に設置するものであります。商品選定につきましては、衛生面・環境面・水利面を重視して行ってまいりたいと考えています。

詳細につきましては、別添、参考資料において、仕様、費用、スケジュール、維持管理の概要とともに、位置図、システムの特徴、設備図面、設置イメージ写真をお付けしましたので、ご覧いただきたいと思っております。この参考資料にお付けしました金額は、あくまで予算計上上の参考部分ということでご理解いただきたいと思っております。

次に、30ページ、31ページをお開きください。

2目森林費425万円についてご説明いたします。

三島直轄林整備事業計画に基づいて森林の保全整備を推進していくために必要となる12節委託料202万円と18節負担金補助及び交付金223万円となっております。

その詳細についてご説明いたしますので、右側の説明欄をご覧ください。

森づくり事業のうち、1行目の広葉樹林化区域保全整備業務委託料91万円は、当該計画の中で利用目的別に設定されております創始の森や学びの森及び景観創造の森など、当該区域の下刈りや獣害対策など、森林の保全整備について委託をしようとするものでございます。

詳細につきましては、予算資料の7ページ中段に記載してございます。

次に、広葉樹林化区域間伐業務委託料83万円は、協働の森の間伐や笹刈りなどを委託しようとするものでございます。

次に、混交林化区域保全整備業務委託料28万円は、既に遊歩道の整備を実施しております諏訪の台溪畔林区域の維持管理を委託しようとするものでございます。

次に、三島フォレストクラブ事業補助金20万円は、三島フォレストクラブが実施している森林保全活動に対して補助しようとするものでございます。

次に、箱根接待茶屋の森事業補助金185万円は、箱根接待茶屋の森、およそ10ヘクタールにおいて実施される保全整備・維持管理活動をはじめ、毎年4回の開催を予定しております森林環境教育を目的とした森の楽校の開催、その活動に対しまして補助しようとするものでございます。

次に、森林ボランティア推進事業負担金18万円は、三島市が委託します森林・林業人材育成事業に係る森づくり講座及び間伐入門講座に伴う事業費の一部を負担しようとするものでございます。

なお、その他の箱根山組合管理地内の間伐につきましては、特段の予算措置を必要としない森林経営計画による施業を引き続き積極的に推進してまいります。

以上、ご説明いたしました事項の詳細につきましては、別紙、予算資料及び事業計画箇所図にも記載してございますので、併せまして参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大房正治） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

岡田美喜子議員。

○20番（岡田美喜子） それでは、私のほうから令和7年度予算案、直轄地管理事業ですけれども、予算案の29ページ、予算資料の6ページに当たりますけれども、バイオトイレ設置事業について伺います。

設置にかかる費用といたしまして635万1,400円が計上をされております。内訳は、バイオトイレ設置業務委託514万8,000円、本体製作と運搬、そして現場取付け費であります。そのほかコンクリート基礎建設業務委託31万2,400円、建築確認申請書類作成業務委託77万円、バイオトイレ保守点検業務委託12万1,000円で、大変大きな事業というふうに理解をいたします。

初めに、設置の目的を伺いたいと思います。また、設置場所ですけれども、

先ほど地図もお示しいただきましたが、具体的にどこに設置するのか確認をしたいと思います。

○議長（大房正治） 杉山副管理者。

○副管理者（杉山浩生） 岡田議員から今2つの質問がございました。

まず最初の設置の目的についてご答弁申し上げます。

現在、箱根接待茶屋の森を含む三島直轄林では、三島フォレストクラブや森のたねまきといったボランティア団体により、森づくり活動のほか、森林作業研修や、森林環境教育に資するイベントの開催等、様々な活動が行われております。その中でトイレの問題はかねてより課題となっておりまして、イベント時には簡易トイレの設置や、仮設トイレのレンタル等で対応しているものの、団体会員の作業時は基本的にトイレを我慢せざる得ないような状態となっております。

また、令和6年度より組合も参加をいたしまして、森林セラピー誘客事業を進めており、今後ツアー体験者等、接待茶屋の森の利用者がますます増加するのではないかと考えております。

このような状況の中、今後の三島直轄林の活用環境を整えるために常設のトイレを設置しようとするものですが、当該地周辺は上下水道が整備されておらず、通常の水洗トイレの設置には井戸及び浄化槽の整備等、莫大な設備投資が必要となります。そのため、水道設備不要で稼働ができ、なおかつ接待茶屋の森の環境に配慮し、省資源、環境負荷低減を図れるバイオトイレが最適と考えまして、これを整備するものでございます。

このような直接的な設置理由に加えて、バイオトイレの設置はSDGsの17の目標のうち、4つの目標が該当するというふうに言われており、その中でも目標の6番に当たります「安全な水とトイレを世界中に」への貢献は大いに期待できると考えております。

なお、これまでボランティア団体から、常設トイレの設置についての具体的な要望等はありませんでしたが、本件を予算計上するに当たり、当該地への設置についての意見を伺ったところ、特に女性の会員からの反響は大きく、大変ありがたいといった意見を受けております。

続きまして、設置場所についての具体的なところですが、設置予定地は、三島市宇施行平4736番1地内、箱根接待茶屋の森入り口付近に設置予定を考えております。具体的には例年の議員さんたちの草刈り作業の際、バスから降りていただきまして、門扉がありまして、その門扉の内側に入ってくださいまして、左手が大体の今のところの設置予定場所というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大房正治） 岡田美喜子議員。

○20番（岡田美喜子） 設置の目的、そして、設置場所のご説明をいただきました。設置の目的といたしましては、現状としてボランティア活動が盛んに行われておりまして、イベントもさらに増えることで箱根接待茶屋の利用者の増加が見込まれるために、環境にも配慮をされた常設のトイレを設置するものと

理解をいたします。設置場所が作業場から少し離れているというふうに思いますが、参加者は特に女性とかは大変安心して作業ができるものと考えます。

次に、インターネットで調べてみますと、多くのバイオトイレ製作者が確認をできます。仕様も様々であります。機種を選定方法、仕様、本体価格等どのように検討されているのか伺います。

また、バイオトイレの製作者は国内で限られているわけですが、コンクリートの基礎工事や電気工事について、工事委託先はどのように決定されるのか伺います。

○議長（大房正治） 杉山副管理者。

○副管理者（杉山浩生） お答えします。

まず、機種を選定方法、仕様あるいは本体価格の決定理由ということなんですけれども、まず、設置する便器の仕様につきましては、洋式の大便器を1基、小便器を1基としております。これまでイベント開催時の仮設トイレは和式の便器1基であったことから、使い勝手や衛生面から使用を躊躇する状況も見られましたため、利用・衛生環境の向上のため洋式便器としており、また、小便器につきましては、作業途中での使用効率を考慮いたしまして、腰回りの作業道具を装着した状態で立って用を足せるように導入するものでございます。

また、小便器の設置により、衛生状態の維持、ひいては清掃に係る労力を低減することができ、洋式大便器1基、小便器1基をベースとしております。

また、バイオトイレは容量により、1日の使用回数の上限がございます。これを超えて使用した場合は、分解処理が追いつかず、悪臭の発生や、最悪故障のおそれがあるというふうに聞いてます。トイレを設置した場合、通常時の三島直轄林への出入り人数から、月平均での1日の利用回数はあまり多くないというふうに想定されますけれども、各団体の作業日やイベントが重なる場合もあるため、余裕をもって1日の使用上限が70回以上のものを選定したいと考えております。

また、処理性能についても重視しておりまして、悪臭の原因となる油成分の処理を可能とし、かつ処理能力の持続性が高いものと考えております。

その他、トイレ使用後の手洗いも考慮しまして、補充の手間がかからない手洗い装置の有無も条件に入れようかというふうにしております。

以上のような内容を仕様書にまとめまして、同等品も購入対象とした上で、見積り合わせを実施して業者選定を行いたいというふうに考えております。

先ほども申しましたが、今回、予算参考資料で添付したバイオトイレ設置事業概要の金額は、あくまで予算計上の参考見積りということでご理解いただきたいと思っております。

2つ目の設置のための基礎工事、電気工事の業者ということですが、こちらは基礎工事及び電気の引き込み工事を一括で請け負える近隣土木業者を見積り合わせにより選定し、委託していくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大房正治） 岡田美喜子議員。

○20番（岡田美喜子） 仕様についてはいろいろご検討いただいているということでありまして、そして、資料を頂きましたバイオトイレの設置事業の概要の予定物件というふうにもう企業のお名前が入っておりますけれども、あくまでこれから選定ということによって理解をさせていただきます。今後、仕様書がまとめられて、見積り合わせによりまして業者選定が行われるとのことですので。ボランティア団体とも意見を伺っていただいているようではございますけれども、仕様についても女性の意見というのを取り入れていただけるとありがたいなというふうに思います。

また、基礎工事についても地元業者をぜひお願いいたします。

次に、維持管理についてですけれども、バイオトイレについて環境に配慮できる等のメリットもありますけれども、維持管理に費用がかかる等のデメリットもあるようです。示されております維持管理費は、資料を基に試算をいたしますと、年間30万円が予定をされています。電気代の見積りも随分高く見積もっているように感じますけれども、その見積りの根拠と保守点検料の妥当性について伺います。

また、バイオトイレの耐用年数については、一般的に10年というふうにはインターネットですけれども、それ以上に使えるとも聞いております。これまでイベント等の際は仮設トイレを使用しておりました。バイオトイレもレンタルにすれば、トイレの維持費等の削減もできるものと考えますが、レンタルにしない理由を伺います。

最後に、管理方法ですけれども、保守点検は製作業者が行い、管理については三島フォレストクラブへ清掃も含めて整備、業務委託する計画となっております。24時間誰でも使えるようにするのでしょうか。また、それにはいろいろ弊害があるというふうにも感じますけれども、鍵等の管理方法について伺います。

○議長（大房正治） 杉山副管理者。

○副管理者（杉山浩生） お答えいたします。

まず初めに、電気代のところと保守点検料のことについてを答弁させていただきます。

電気代につきましては、予算上は6万円を計上しております。トイレの稼働予定が最短でも今年の7月からであるというふうにも考えておりますけれども、

で割り返すと6,500円以上の計算となっております。実際のバイオトイレの電気代は、毎日30回稼働させ、24時間通電した状況であっても3,000円から6,000円程度というふうにも聞いております。ただし、初年度でありますこと、そして使用状況が未知数であるということもございまして、あるいは気温等環境による変動があるということから、余裕を持った予算措置を今回は取らせていただきました。

電源ボックスが設置されることにより、作業やイベント時における電気機器の使用についても想定し、予算を計上したということでございます。

保守点検につきましては、最適な稼働状態を維持するため、バイオトイレ製

作業者に点検及び機器の調整を委託するものでありまして、攪拌槽内の微生物の状態確認、ヒーターの点検及び調整のほか、排気筒及びファンの清掃などの点検を行う予定となっております。

なお、使用状況の確認と次年度以降の点検頻度等の基礎情報とするため、初年度から保守点検は必要と考えております。

予算といたしましては、年間で推奨されております点検2回分の委託料を計上させていただいておりますけれども、設置にかかる期間もあり、丸1年の稼働期間でないため、点検回数につきましては、令和7年度については改めて検討し、判断をしていきたいというふうに考えております。

続いて、管理委託についてですけれども、管理委託につきましては、三島フォレストクラブに日常の清掃及びトイレトーパー等、消耗品の補充を月額1万円で算定し、年額12万円で委託しようとするものでございます。稼働前の期間分も含んだ委託料となっておりますが、これは初年度であるため、清掃用具等、必要備品購入に係る経費として含んでおります。

なお、この委託は五ヶのほうの予算ではなくて、三ヶの直轄林整備事業、経路点検整備業務委託に含めて計上させていただいております。

続きまして、レンタルにしない理由という点につきましてご答弁申し上げます。

レンタルに関しましては、参考価格となりますけれども、先ほどの機種選定でご説明いたしました洋式大便器1基、小便器1基、1日使用上限70回の仕様の場合、月額11万円ほどというふうに聞いております。このバイオトイレの本体価格は税込みで517万円でありますので、耐用年数も10年程度となりますので、約4年でレンタル費が購入費を上回ることとなり、以降も使用が可能となります。

また、維持費についても、使用期間中に菌床の入替えが必要な場合は、菌床の入替え、もしくは再度運搬費がかかるトイレの入替えを借用者の負担で行う必要があるため、レンタルによる維持費の優位性は低いというふうに考えております。そのため、組合では当該地への永続的な設置を視野に入れて、購入での設置を考えているというところでございます。

最後に、管理方法についてご答弁申し上げます。

基本的には組合関係者のみの設定を想定しております。設置場所自体が鍵が必要な門扉の内側のエリアということになっております。さらに作業やイベント等で関係者が出入りしている時間を除き、トイレの扉に鍵をかけることを予定しております。

鍵の管理につきましては、林道鍵と同様に、作業等で常態的に三島直轄林に出入りする団体及び業者には永続的に貸与しておき、その他の団体が臨時的に必要な際は、帳簿をつけた上で貸出し用の鍵を組合の事務所に来ていただきまして、貸出しをするという方式を今考えております。

以上です。

○議長（大房正治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大房正治） なければ本件についての質疑を打ち切ります。
これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大房正治） なければ討論を終わり、これより議第1号 令和7年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計予算案について採決をいたします。
原案どおり可決することにご異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（大房正治） 挙手全員と認めます。
よって、議第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議第2号 組合共有地の貸付について

- 議長（大房正治） 次に、日程第4 議第2号 組合共有地の貸付についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生登壇〕

- 副管理者（杉山浩生） ただいま上程になりました議第2号 組合共有地の貸付についての提案の要旨を申し上げます。

これは、函南町地籍の組合管理地内を通過する東京電力パワーグリッド株式会社の送電線路真鶴線の鉄塔のうち、昭和38年に建設されたナンバー106鉄塔の劣化が著しいことから、同社において建て替えを計画しており、その建て替え用地として、既設のナンバー106鉄塔敷地の隣接となる組合共有地、函南町桑原字大芝原1396番1の一部、144.01平方メートルを1平方メートル当たり444円、年額6万3,941円で、東京電力パワーグリッド株式会社に貸付けしようとするものでございます。

なお、既設のナンバー106鉄塔敷面積92.48平方メートルに対し、新設される鉄塔敷面積は144.01平方メートルに拡張されますが、これは、建て替えに伴いまして樹木接近等による電気事故の防止を目的に高鉄塔化されることで、必要面積が増加するためでございます。

同事業につきましては、既に借地人からの理解も得られ、借地返還承諾書も提出されております。

また、お手元に参考資料といたしまして賃貸借契約書（案）のほか、理由書及び事業概要書、位置図、公図の写し、登記事項証明書、敷地平面図、鉄塔構造図を添付させていただきました。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大房正治） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大房正治） なければ本件についての質疑を打ち切ります。
これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大房正治） なければ討論を終わり、これより議第2号 組合共有地の貸付について採決をいたします。

原案どおり可決することにご異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大房正治） 挙手全員と認めます。

よって、議第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議事の都合上、杉山副管理者が退席いたします。

〔杉山副管理者退席〕

日程第5 議第3号 組合副管理者の選任について

○議長（大房正治） 次に、日程第5 議第3号 組合副管理者の選任についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士登壇〕

○管理者（豊岡武士） ただいま上程になりました議第3号 組合副管理者の選任について提案の要旨を申し上げます。

このたび副管理者であります杉山浩生氏の任期が3月31日をもちまして満了となりますが、副管理者として再度同氏を選任いたしたく提案する次第であります。

杉山氏につきましては、改めて経歴を申し上げるまでもなく、人柄も温厚清廉、誠実実直でありまして、令和3年4月に組合副管理者就任以来、幅広い識見と真摯な職務執行により、組合の発展に大きく貢献しておりますので、今後も組合副管理者としてその力を発揮していただきたく、選任しようとするものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大房正治） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大房正治） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大房正治） なければ討論を終わり、採決いたします。

杉山浩生氏の組合副管理者の選任について、これに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大房正治） 起立全員と認めます。

よって、杉山浩生氏の組合副管理者の選任について、これに同意することに決定いたしました。

ただいま副管理者の選任について同意をされました杉山浩生氏から発言を求

められておりますので、これを許します。

〔副管理者 杉山浩生登壇〕

○副管理者（杉山浩生） 貴重な時間をお借りいたしまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま豊岡管理者より副管理者のご推挙をいただき、さらに議会の皆様方のご同意を賜りましたことに対しまして深く感謝申し上げます。

これからも権利区域の皆様の貴重な財産である森林を適切に管理するとともに、より一層森の力が発揮できるよう努力する所存でございます。

今後とも議員の皆様方のご指導、ご協力をお願いいたしまして、短いですが、挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（大房正治） 以上で本日の議事は終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士登壇〕

○管理者（豊岡武士） 議会閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日の三島市外五ヶ市町箱根山組合議会2月定例会におきましては、令和7年度の予算案をはじめとする議案につきまして、慎重なるご審議の上、議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度の事業につきましては、予算が伴うものはもとより、森林経営計画に基づく利用間伐や再造林などの森林施業についても皆様方のご理解とご協力によりまして、順調に進捗しております。

令和7年度の予算、事業等におきましても適正な執行を図り、引き続き公益的機能の向上、治山・治水を基本理念といたしまして、防災・減災に寄与するべく森づくりを進めていく所存でございます。

また、適切な森林管理を行う上で森林資源の活用とともに森林空間の利用なども推進いたしまして、当組合の新たな価値の創出に向けても取り組んでいきたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今後さらにご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

立春を過ぎましたが、暦の上では春を迎えたとはいってしましても、まだまだ厳しい寒さが続くことが予想され、春の訪れを実感するにはいましばらくの時間が必要かと存じます。そして、その先には箱根山も新緑に覆われていくということで、とても素晴らしい季節を迎えるわけでございますが、その間、議員の皆様には、くれぐれもご健康にご留意していただき、ますますご健勝にてご活躍くださいますようご祈念申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（大房正治） これをもちまして2月定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3 時 4 4 分 閉議)

地方自治法第 1 2 3 条の第 2 項の規定によりここに署名いたします。

令和 7 年 2 月 6 日

議 長

大房 正治

会議録署名議員

加藤 常夫

会議録署名議員

松下 尚美